

秋田県告示第361号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり起業者から収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第34条の3の規定に基づき、告示する。

令和5年8月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 収用又は使用の手続が開始される起業地
にかほ市象潟町小砂川字砂畑、字奥畑及び字下向坂地内
- 4 土地収用法第34条の4第2項の規定による図面の縦覧場所
にかほ市役所